

## 資料 5

### 府中市生涯学習センターの次期指定管理者候補者の選定に関する方針について

#### 1 趣旨

府中市生涯学習センター（府中市浅間町1丁目7番地）における指定管理者の指定期間が、令和7年度末をもって満了となることから、次期指定管理者候補者の選定に関する考え方等について整理し、方針を定めるものです。

#### 2 指定管理者制度の導入の継続の要否

多様な生涯学習ニーズに応えるという施設の特性から、民間のノウハウを活用する指定管理者制度を継続し、更なる市民サービスの向上と管理運営経費の節減に努めます。

#### 3 次期指定管理者候補者の選定方法

##### (1) 選定方法

次期指定管理者の候補者の選定方法は、府中市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年6月府中市条例第11号）第2条第2項の規定に従い、非公募によることとします。

##### (2) 公募によらない選定を採用する理由

令和6年10月に策定されました「府中市文化・スポーツ施設配置等適正化計画」において、府中市生涯学習センターの既存建物は、令和11年度に解体することが位置付けられました。残りの期間が短い中で運営体制が変更となることは、利用者への影響も大きく、適切ではないと考えるため、引き続き、現指定管理者であるミズノ・KPBグループを次期指定管理者として選定していくこととします。

#### 4 選定委員会

##### (1) 対象施設

府中市生涯学習センターについて、指定管理者候補者の選定を行います。

##### (2) 委員

選定に当たって設置する選定委員会は、学識経験者4名（税理士1名、司法書士1名を含む。）、公募委員2名の計6名により構成します。

#### 5 指定期間

令和11年度に解体が予定されていることから、指定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。

## 6 今後のスケジュール（予定）

令和7年3月～	選定委員会設置
10月	指定管理者候補者選定
12月	指定管理者の指定議案提出
令和8年4月1日	次期指定管理者による管理運営開始